

私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）を利用されている皆様へ

無償化後（10月以降）の横浜市私立幼稚園等預かり保育事業 （市型預かり保育）の利用要件について

令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（以下、市型預かり保育）を利用する3歳児から5歳児までの子どもの利用料が無償となります。市型預かり保育を利用される方は、10月より前に新たな認定「施設等利用給付認定2号」が必要です。

・就労等の状況が「1日4時間以上かつ月16日以上」の方（裏面※1）

施設等利用給付認定2号を受けられるので、申請後に区役所から交付される「認定決定通知書」を園に提示することで、最長就学前まで（※）市型預かり保育を利用できます。

※ 一年に一回（5～6月頃）現況確認が実施され、就業証明書等の提出が必要となります。

・就労等の状況が「1日4時間以上かつ月12日以上（16日未満）」の方（裏面※2）

申請後に区役所から交付される「認定決定通知書」は「求職中、有効期間3か月」の認定となります。ただし「就業（予定）証明書」等の保育を必要とすることを証明する書類の写しを園に提出し、園で月12日以上の要件を確認することができた場合、これまでと同様に、最長年度末まで利用が可能となります。

「就業（予定）証明書」の写しを園に提示するため、申請書を提出する前に必ず「就業（予定）証明書」の写しを取るようお願いします。

施設等利用給付認定における「保育の必要性の認定基準」は、就労等の要件については「1日4時間以上かつ月16日以上」です。市型預かり保育は従来どおり「1日4時間以上かつ月12日以上」を利用要件とし、利用料が無償となります。

施設等利用給付「保育の必要性の認定基準」 (※1)		市型預かり保育 認定基準 (※2)	
保護者の状況	有効期間	保護者の状況	有効期間
会社や自宅を問わず、1日4時間以上かつ <u>月16日以上</u> 働いているとき	最長、就学前まで	会社や自宅を問わず、1日4時間以上かつ <u>月12日以上</u> 働いているとき	最長、年度末まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間	出産の準備や出産後の休養が必要なとき（育休中での利用はできません）	産前産後各8週間
病気・けがや障害のため保育が困難なとき	最長、就学前まで	病気・けがや障害のため保育が困難なとき	最長、就学前まで
病人や障害者を介護しているとき	最長、就学前まで	病人や障害者を介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで	自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき (求職中)	3か月以内	仕事を探しているとき (求職中)	3か月以内
大学や職業訓練校などに1日4時間以上かつ <u>月16日以上</u> 通っているとき	通学期間中	大学や職業訓練校などに1日4時間以上かつ <u>月12日以上</u> 通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで

横浜市こども青少年局子育て支援課
 預かり保育担当
 671-2084